

身体障害者福祉法

第三章

(視聴覚障害者情報提供施設)

第34条

視聴覚障害者情報提供施設は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設とする。

メモ
物像

(2016年2月作成)



〒890-0021

鹿児島市小野一丁目1番1号
ハートピアかごしま3階

FAX 099-229-3001

TEL 099-220-5896

E-mail:

chokaku@shichocenter.kagoshima.kagoshima.jp

Webサイト:

<http://www.shichocenter.kagoshima.kagoshima.jp/newpage7.html>

開館時間：8：30～17：00

休館日：毎週火曜日・年末年始

(火曜日が祝日の場合は翌日) [ホームページQRコード]



鹿児島県 視聴覚障害者情報センター

[聴覚部門]



[手話動画QRコード]

手話や字幕付ビデオ・DVD の制作と貸出



自主制作番組「あいかごしま」(字幕・手話入り)の制作や、テレビ放送された映像に字幕を挿入し貸出。

[聴覚障害者用字幕の特徴]生活音などの情報も文字で表示。誰のセリフなのか分かるように文字の位置・色・大きさも工夫されています。

[企業パンフへの手話動画挿入]

手話通訳者等派遣 要約筆記者等派遣

コミュニケーションが困難な聴覚障害者が対象。病院・学校・会社などへ手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、聴覚障害者が参加する行事の主催団体からも依頼を受けます。広域派遣を含む。

要約筆記には「手書き」「パソコン」があります。派遣形態には、「全体投影」「ノートテイク」があります。



聴覚障害者への 生活訓練・情報交流講座

社会生活に必要な知識等に関する研修。

聴覚障害者などからの相談

困りごと等の相談に応じます。

情報機器貸出

コミュニケーション機器などの貸出。
(プロジェクター・スクリーン等)



盲ろう者への 通訳・介助員派遣

聴覚と視覚の両方に障害のある人に対して通訳・介助員を派遣します。

機関紙の発行

「情報センターだより」年4回発行。
当センター登録者へ郵送またはメール配信。



養成事業

- ・手話通訳者など養成
- ・手話通訳者指導者養成
- ・要約筆記者養成
- ・盲ろう者通訳・介助員養成
- ・字幕制作ボランティア養成

各種講座

- ・難聴者中途失聴者手話講座
- ・出張手話講座



各種講座

- ・夏休み1日手話教室(教員/子供向け)
- ・総合的な学習の対応

